

ふじみ野市立大井総合福祉センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「障害者」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、総合福祉センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関する</u>こと。</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第9条 総合福祉センターを利用することができる者は、<u>第3条各号に掲げる事業の対象者のほか、次に掲げる者で、市内に住所を有するものとする。</u></p> <p>(1) 高齢者</p> <p>(2) 障害者</p> <p>2 公共団体又は公共的団体は、前項各号に<u>掲げる者</u>の福祉の増進を目的とする場合は、総合福祉センターを利用することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「障害者」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者をいう。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他総合福祉センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関する</u>こと。</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第9条 総合福祉センターを利用することができる者は、<u>第3条第1号から第3号までに規定する事業の対象者のほか、次に掲げる者で、市内に住所を有するものとする。</u></p> <p>(1) 高齢者</p> <p>(2) 障害者</p> <p>2 公共団体又は公共的団体は、前項各号に<u>規定する者</u>の福祉の増進を目的とする場合は、総合福祉センターを利用することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 (略)</p>

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合福祉センターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 (略)

(利用料金)

第15条 総合福祉センターの利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、第9条第1項各号に掲げる者が老人福祉センターを利用する場合及び高齢者福祉若しくは障害者福祉等を目的として活動し、又はこれらを目的とする事業の用に供する市内団体が利用する場合の利用料金は、無料とする。

2・3 (略)

(利用料金の免除)

第16条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。

別表(第15条関係)

利用区分	利用料金		
	午前	午後	全日
会議施設等	9時～正午	1時～5時	午前9時～午後5時
(略)	(略)	(略)	(略)
老人福祉センター	1人1回につき300円		

備考

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

(1)・(2) (略)

(3) その他総合福祉センターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 (略)

(利用料金)

第15条 総合福祉センターの利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、第9条第1項に規定する者の利用料金は、無料とする。

2・3 (略)

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表(第15条関係)

利用区分	利用料金		
	午前	午後	全日
会議施設等	9時～正午	1時～5時	午前9時～午後5時
(略)	(略)	(略)	(略)
老人福祉センター	市内に住所を有する者	1回につき	300円
	市外に住所を有する者	1回につき	500円

備考 交流広場の利用は、無料とする。

- 1 高齢者若しくは障害者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている市内の団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が会議施設等(老人福祉センターを除く。以下同じ。)を利用する場合の利用料金は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の利用料金は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 利用者が連続して複数の利用区分において会議施設等を利用する場合は、各利用区分の間の時間も当該会議施設等を利用することができるものとし、当該時間については、利用料金を徴収しない。